

新公審査答申（情）第27号
令和6年8月28日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年2月13日付け、新民協第327号によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年10月17日付け、新広聴第338号の2により行った一部公開決定において、非公開とした委託料部分は公開すべきである。

第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和元年10月4日、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「新潟市と県弁護士会との契約、で交わされている委託料」の金額を、示しているもの（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。
- 2 実施機関は、本件請求文書を、法律相談業務委託契約書（以下「本件対象文書」という。）と特定し、そのうち一部が、条例第6条第3号アに該当するとして一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和元年10月17日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和元年10月21日付けで、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和2年2月13日、条例第12条の規定に基づき、当審査会に諮問した。
- 5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和2年 2月14日	諮問書受理
令和5年12月18日	審査会開催（第1回）
令和6年 1月29日	審査会開催（第2回）

令和6年 4月30日	審査会開催（第3回）
令和6年 5月31日	審査会開催（第4回）
令和6年 7月26日	審査会開催（第5回）

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

- 1 公にされることで、法人の競争上の地位等が害されるおそれはない。随意契約であり、一般入札ではない。
- 2 市税により委託料が支払われており、市民として、知る権利があるはずである。委託料を公開することが、県弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがどうしてあるのか。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

法律相談業務委託契約は、新潟市と県弁護士会との間で一者随意契約により締結し、当該相談業務を実施しているが、当該契約書第3条には、1回につき3時間（相談時間30分×6コマ）の委託料及び相談会場別に交通費相当分を加算した額を記載しており、時間あたりの単価は容易に判別できる。

一方、県弁護士会は、法律相談窓口に弁護士を派遣する本市と同様の契約を複数の行政機関や公共団体等と契約していることから、一般に知られることのない法人の運営（個別の取引内容及び財務状況）に関する情報にあたる当該契約書の委託料を公にすることは、県弁護士会の他の契約において、県弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、本案件の情報公開請求において、当該契約書に記載される委託料を非公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象文書の一部が条例第6条第3号アに該当するとして、本件決定を行ったものの、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。

また、前述第3の審査請求人の主張及び第4の実施機関の主張から、本件審査請求の趣旨が本件対象文書に記載されている委託料の公開であると解して、以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

(1) 条例第6条第3号アは、「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と定められている。

前述第4記載の実施機関の主張のみでは、当審査会において、条例第6条第3号アの該当性について、容易に判断できなかった。そのため、「県弁護士会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」について当審査会から実施機関に対し、改めて具体的に説明を求めた。しかし、実施機関から当審査会に対して、前述第4記載の実施機関の主張以外の新たな説明はなかった。

また、当審査会においても本件対象文書に記載されている委託料を見分し、一回あたりの委託料単価、委託料単価内訳の基本の金額、年間委託料の記載があることを確認したが、どの記載部分においても条例第6条第3号アの該当性を見出すことはできなかった。

(2) 以上の経過から当審査会においては、実施機関の主張は、県弁護士会との契約に及ぼす影響がどのようなものか具体的に説明されておらず、抽象的で説得力がないと判断せざるを得ない。

したがって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの実施機関の主張には十分な論拠を見出すことができないため、本件対象文書に記載されている委託料については公開することが妥当である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 池睦美、委員 岩寄勝成